

市民の皆さんのご意見を募集しています

対象：（仮称）新潟市立保育園配置計画（案）

募集期間：2018年8月8日（水）～2018年9月7日（金）

閲覧場所：市ホームページのほか、新潟市保育課、市政情報室、区役所、出張所、中央図書館、各認可保育園・幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、病児保育施設、地域子育て支援拠点施設

応募方法：詳しくは市ホームページを

新潟市 パブコメ 保育園



「（仮称）新潟市立保育園配置計画（案）」の概要

| | |
|----------------|--|
| 策定の背景 | <p>◎本市では、増え続ける保育ニーズに対応するため、民間の力を活用しながら、定員の拡充、サービスの拡充などに取り組んできた。</p> <p>◎依然として、低年齢(0・1歳)児を中心に、年度途中の入園は厳しく、希望の保育園に入園できない方がいるほか、幼保無償化の影響等、将来ニーズの予測が難しい状況がある。</p> <p>◎また、多くの市立保育園で老朽化等が進み、保育環境の改善が喫緊の課題となっている。</p> <p>◎これらの状況に適切かつ持続的に対応するため、これまで以上に民間の力を最大限活用し、市立保育園の適正配置を計画的に進める必要がある。</p> |
| 期 間 | 策定から2023年3月まで |
| 対 象 | 市立保育園・こども園 全87施設 |
| 位 置 付 け | <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）行政改革プラン2018」の重点取組事項 ・「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）」改定版（2020年度中に策定予定）の基礎 |
| 内 容 | <p>①適正配置の方向性 [保育園のあるべき状態と市の責務/市立保育園の現状と課題/適正配置の方向性]</p> <p>②市立保育園の役割 [市立・私立保育園の比較/市立保育園の役割]</p> <p>③施設の対応方針 [基本的な方針/民営化の方式/対応時期の設定/対応方針の類型/対応スケジュール]</p> <p>④適正配置に向けた全体像</p> |
| 策 定 経 過 | <p>新潟市子ども・子育て会議 幼保部会で検討（全4回）</p> <p>※資料及び概要は市ホームページ参照</p> |

問い合わせ・意見提出先

新潟市役所こども未来部保育課 025-226-1217

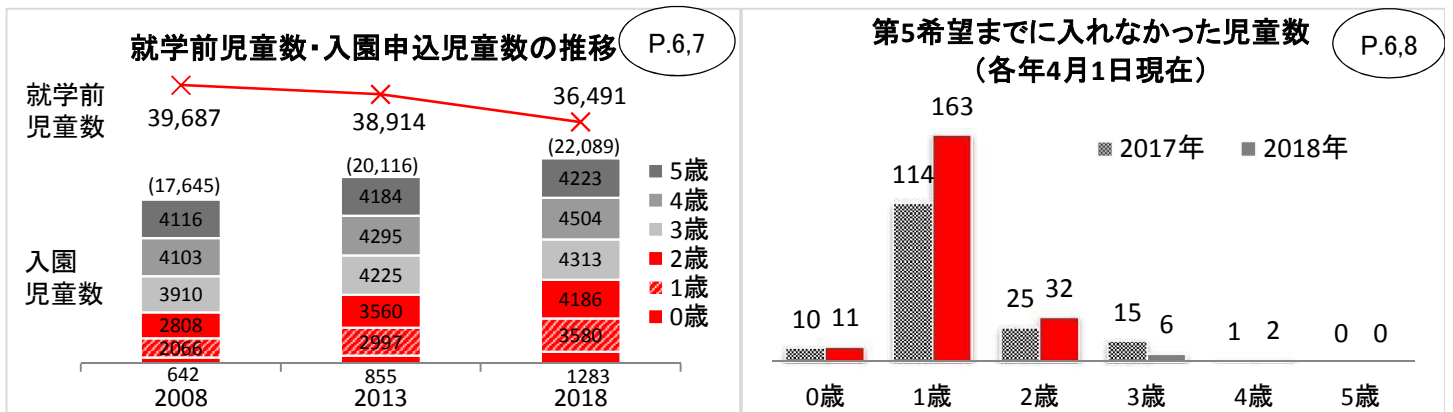
市立保育園の適正配置について

～新潟市のよりよい保育環境づくりに向けて～

なんのために行うの？ 《計画策定の背景、現状と課題》

◎増え続ける保育ニーズに対応し、保育園に預けることができないお子さんや保護者を出さないために行います

・0・1歳児を中心とした待機児童の発生や、病児保育未設置区への設置などの課題があります

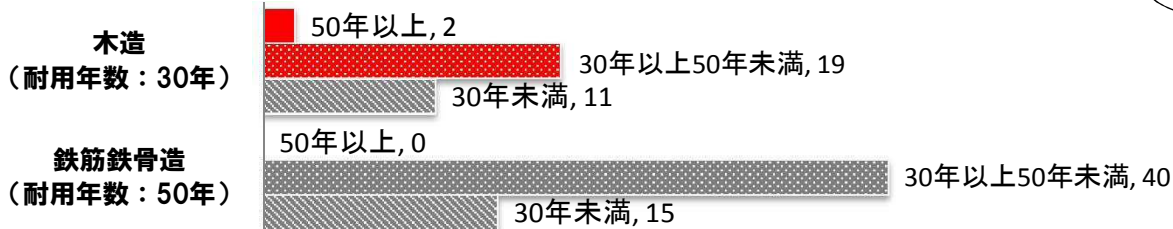


◎老朽化等が進んでいる市立保育園の環境を良くするために行います

・市立保育園について、老朽化や低年齢児の受入スペース、駐車場の不足などの課題があります

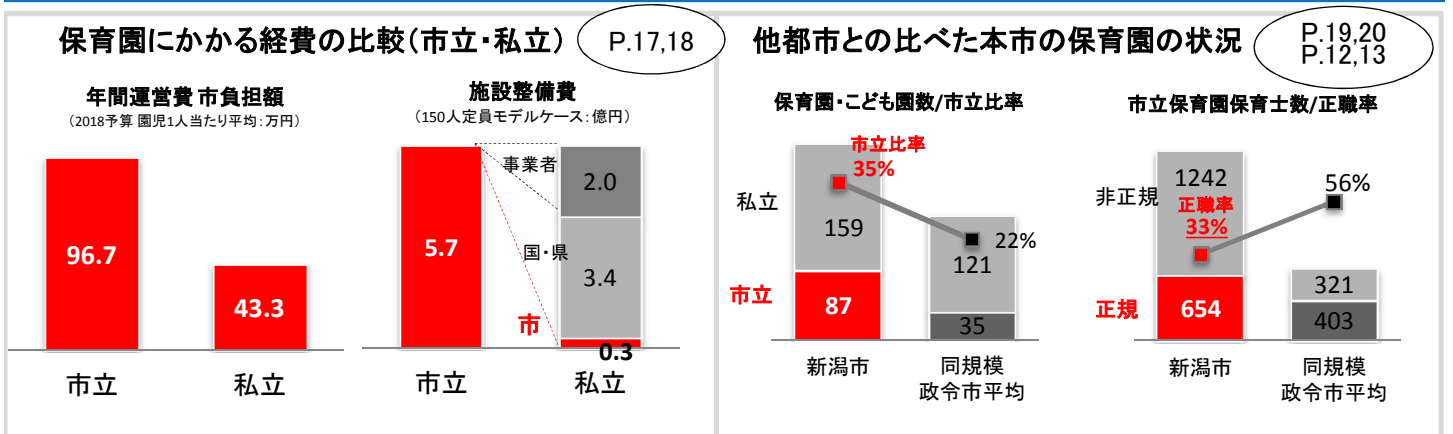
市立保育園(全87園)の構造別・建築年数(2018年度末)

P.11,38,39



◎将来にわたって適切な保育サービスを提供するために行います

・本市は、同規模政令市に比べて市立保育園の数が多く、市の財政負担が大きくなっています
 ・一方、慢性的な保育士不足、市立保育園の正職率の低さなど保育士の労働環境に課題があります



何を行うの？ 《適正配置の方向性、市立保育園の役割》

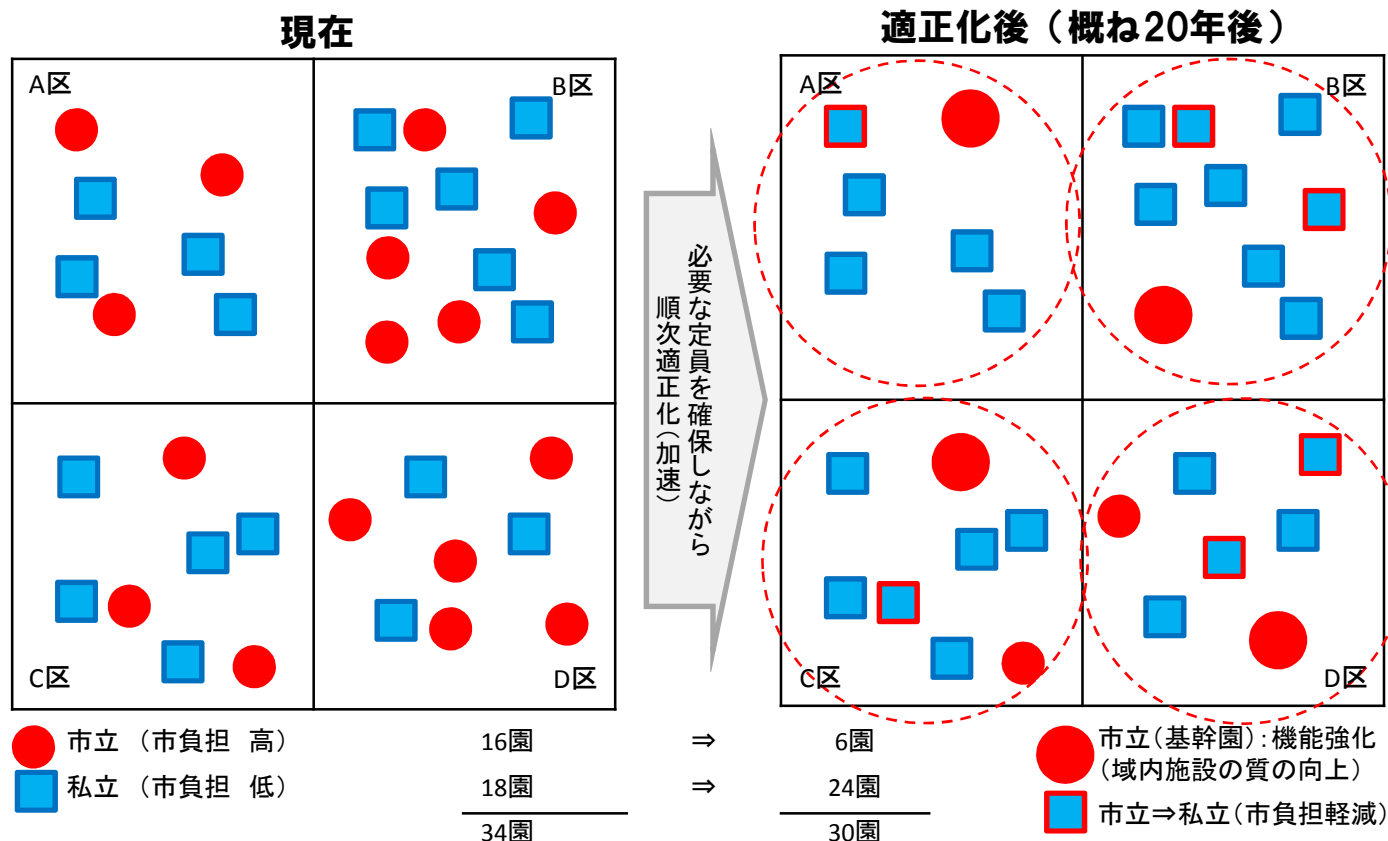
◎**保育サービス充実のため、民営化を進めることとし、全ての市立保育園について、今後の対応を検討し、これを進めます。** P.21

- ・市立・私立の保育サービス(内容、基準、保育料など)は基本同じであり、市立から民間に移行することで、**将来にわたる持続的な対応**と、多様化する保育ニーズに対応した**柔軟なサービスの提供**が可能となります。(P.17~19,23~24)
- ・民営化にあたっては、サービスの質を担保するため、原則、市内での保育運営の実績がある者を事業者の要件とします。(P.28)
- ・民営化に伴い統廃合した市立保育園の正規保育士を他の市立保育園に配置することで、市立保育園の**正職率の向上**(手厚い保育、人材育成、保育士の労働環境の改善等)につながります。(P.17~19)

◎**市立保育園は、地域におけるセーフティネット機能を果たすほか、市全体の保育の質の向上に資する機能を強化した「基幹保育園」の整備を進めます。** P.25,26

- ・市立保育園の役割を真に市立でやるべきことに限定し、総数を減らすことにより削減した資源(財源、人員等)を、障がい児や医療的ケア児の受入や病児保育施設の設置など様々なサービスを行うための人材の確保や育成のほか、私立や認可外施設を含む域内の保育施設の監査や指導体制の強化などに生かすことで、市全体の保育サービスの質の向上や、子育て施策の充実につながります。(P.22)

適正配置の前と後でどう変わるの？ (イメージ)



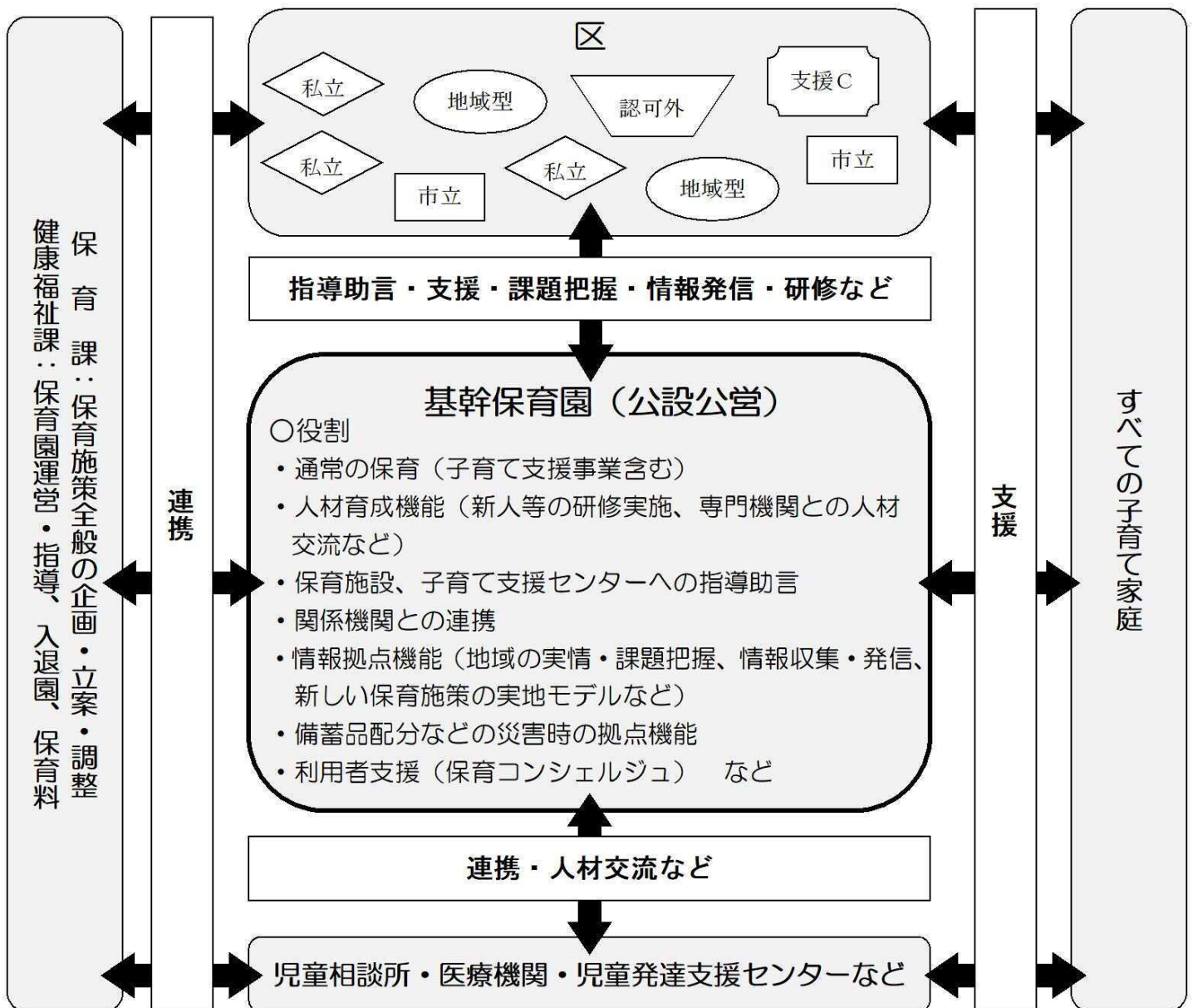
基幹保育園って、どんなもの？ どこに、いくつできるの？

◎ 「基幹保育園」の機能と選定

P.25,26

- ・「基幹保育園」に備えるべき具体的な機能・体制等について、指導保育士、民間事業者等を交えた関係者で、検討・協議します。
- ・域内の児童数や保育施設数、用地の有無等を踏まえ、「基幹保育園」として機能強化を進める市立保育園の数と場所を区ごとに検討・選定します。

基幹保育園のイメージ



今ある市立保育園はどうなるの？ 《施設の対応方針》

◎老朽化等が進んでいる市立保育園

P.27,28,29

《保育ニーズの高い地域》

- ・周辺に新しい民間保育園の誘致・整備を進めます【民間施設誘致方式】
(周辺に複数の市立保育園がある場合は統合を検討します)

《保育ニーズの低い地域》

- ・近隣の民間保育園への転園を誘導します【近隣施設誘導方式】

◎市が運営すべき市立保育園

P.25,26,27,29

《セーフティネット機能を果たす市立保育園》

- ・複数の公的機関との連携などを要する児童の受入や災害時の受入等を担う保育園は、周辺施設との統合を検討の上、市立として残します【市立統合・建替】
- ・民間の参入が難しい地域や個別の事情がある保育園は、市立として残し、老朽化等対応が必要な時期に、周辺の状況を踏まえて対応します【周辺の状況により対応】

《基幹保育園の機能を担うべき市立保育園》

- ・周辺施設との統合を検討の上、市立として残し、機能を果たすために必要な施設整備、人員配置を行います【市立統合・建替】

今いる子どもたちはどうなるの？

◎在園児の対応に、最大限配慮します

P.27,28

- ・民間施設誘致方式・近隣施設誘導方式のいずれのパターンも、民営化の結果、対象の市立保育園は廃園となります。
- ・廃園となる市立保育園の在園児の転園は、利用調整の対象外として優先されます。
- ・方針が決まった段階で、移行時期をお示しし、原則、新規入園の募集終了、在園児童の転園希望等の調整等の期間を経て、在園児の転園が完了した段階で、廃園となります。
- ・在園児にとっては環境の変化につながることから、保護者の意向を丁寧にお聞きするなど、最大限配慮の上、対応に努めます。

いつ、どのように行うの？ 《施設の対応方針》

◎市立保育園の各施設の対応時期・対応方針

P.28,29

- ・市立保育園全87園それぞれについて、施設等の老朽化の状況、民営化の可能性、地域の状況など、園ごとの個別の状況を踏まえた上で、対応時期・方針を検討・決定し、保護者や地域の皆様のご理解をいただきながら、順次対応を進めていきます。

施設の建築年数による対応時期（目安）

| 構造 | 耐用年数 | 短期 | 中期 | 長期 | |
|---------|------|-------|----------------|----------------|-------|
| | | 5年以内 | 10年以内 | 20年以内 | それ以降 |
| 木造 | 30年 | 25年以上 | 20年以上 25年未満 | 10年以上 20年未満 | 10年未満 |
| 鉄筋 | 50年 | 45年以上 | 40年以上 45年未満 | 30年以上 40年未満 | 30年未満 |
| 鉄骨 | | | | | |
| 鉄筋コン | | | | | |
| 施設数(87) | | 24 | 15 | 29 | 19 |

※対応時期は、施設の老朽化のほか、民営化の可能性、地域別実行計画の有無などにより前後します。

基本的な対応方針の類型

| 施設及び周辺の状況 | | | | 基本的な対応方針の類型 | |
|-----------|---|------------|---|-------------|----------------|
| 市立の必要性 | 低 | 保育二丁ズ | 小 | | ①段階的に廃止 |
| | | | 大 | 近隣保育所等での受入 | 可 |
| | | 不可 | | | ③民間保育所等を誘致(新設) |
| | 高 | 周辺に統合可能な施設 | | あり | ④市立統合 |
| | | | | なし | ⑤市立建替 |

最終的にどうなるの？

◎適正配置に向けた全体像

P.31

○市立保育園の適正配置の目標は、次の通りとします。

| | |
|----|--|
| 施設 | 短期・中期で、それぞれ10園程度減少し、概ね20年後には、現在の半数程度とします。 |
| 職員 | 施設の減少と併せて適正配置を進め、正職率について、同規模政令市と同等の50～60%とします。 |

○市立・私立を含む、施設の適正配置の全体像は、下記の通りです。

- ・市立保育園の数は段階的に減少を目指しますが、入園児童数(保育ニーズ)の増加が見込まれる間(短期)は、施設の総数(定員数)も、増やす予定です。
- ・将来的には、児童数の減少に伴い、施設の総数(定員数)も減少していきます。

